

データ分析・可視化タスクフォース設置要綱

(設置)

第1条 テストベッド分科会設置要綱第3条第5項に基づき、次条に規定する事項を検討するため、スマートIoT推進フォーラム技術戦略検討部会テストベッド分科会（以下「分科会」という。）に、データ分析・可視化タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 タスクフォースは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) IoTデータの分析・可視化を促進するためのテストベッドの在り方
- (2) その他タスクフォースの目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 タスクフォースは、リーダー及びメンバをもって構成する。

- 2 タスクフォースは、分科会長の指名に基づきリーダーを置く。
- 3 メンバは、タスクフォースの目的の実現に向けて、第2条に掲げる検討に関し貢献できる者とする。
- 4 リーダーは、メンバの参加目的等が適切であるかを確認し、タスクフォースへの参加を承認する。
- 5 タスクフォースの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。
- 6 リーダーは、必要があるときには会議にメンバ以外の関係者を出席させ発表させることができる。
- 7 リーダーが必要と認めるときは、ビデオ会議システム等を利用して会議を開催することができる。
- 8 リーダーは、タスクフォースの活動を取りまとめ、これを分科会に報告する。
- 9 その他、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、リーダーが定めるものとする。

(事務局)

第4条 タスクフォースの庶務は、テストベッド分科会事務局が行う。

付則 この要綱は、令和2年7月14日より施行する。